

新たな世界の枠組み

令和6年5月22日

黒田インターナショナルコンサルティング

黒田 毅

基本的人権における新たな社会と自己の定義は、個人の権利と基本的な生活の保障を基盤とし、新たな社会のシステムと枠組みを、ソサエティ5.0とスマートシティという基準において整備する。

これらは新たな行政システムの構築において、社会と行政の新たな関係をITシステムの構築とともに提案するものである。

また新資本主義という提案は、富の独占から公正な富の分配へ、競争から共存へ、経済の公正なルールにおける新たな合意形成などを提案できるものである。

また、新たな技術文明を基盤する世界の枠組みは、新たなルールとシステムを基盤とした未来の創造を提案できるのである。

これら新しい世界の創造を各国において討議することは、新しい世界の枠組みにおける新たな世界の実現を模索できるのである。

これらは現状の自由経済システムにおける未来の創造に対して、新たな経済システムへの転換を提案できるものである。

これらは社会的弱者への新たな合意など、教育の公正さの実現などにおける、新しい現実への転換なども提案することができる。

これら根本は、基本的人権におけるすべての人々への生活の提供と新資本主義における公正な世界の実現を根幹とするものである。

これら共有のルールは、世界の2分化における対立から、合意という基盤における新しい世界の統一への転換を実現できるのである。

これは日本国が、日の出の国とその王たちにおける新しい世界の実現を提示するものである。